

(堤 県議)

上程議案に対する質疑を行います。

まず知事は県政執行の方針の中で、「災害からの復興で一日も早く被災した方々が安心して暮らせるように生活再建に向けて支援する」と述べています。この観点からすると J R 九州の日田彦山線の早期復旧は非常に重要です。先日仁比そうへい参議員と共産党の九州各県の地方議員団が J R 九州本社へ行き、災害復旧等の要望等を行ってきました。

J R 九州は「約 70 億円もの復旧経費について会社だけでは負担できない」と述べていましたが、その後「国と福岡や大分県と協議をしていきたい」と述べています。

J R 九州との協議内容及び今後の対応についてどうするのでしょうか。答弁を求めます。

また、「障がい者にとって配慮ある地域としての大分県」とも述べています。J R 九州は当初、大分市内 8 駅を 3 月にいっせいに無人化すると報道もありましたが、利用者や障がい者団体など批判が広がる中で、計画を変更させ、大分市内 8 駅のうち牧駅は、3 月 17 日に無人化、さらに敷戸・大分大学前駅は、秋までに点字ブロックなどを整え無人化し、高城・鶴崎・大在・坂ノ市・中判田の 5 駅は、構内のバリアフリー化や S S S (スマートサポートステーション) 導入駅の利用状況を踏まえて「引き続き検討する」と報道されています。

この無人化に対し大分市内の障がい者団体などは、「無人化は障がい者や高齢者に不便を押し付けるものだ」として、計画撤回を求める抗議集会等を開催しています。

さらに九州全体でも 117 本、うち大分県内 38 本の減便発表や、特急列車のワンマンカー運転化など「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県条例」から見ても、このようなやり方は合理的配慮を欠いたものと言わざるをえません。これらについてどう考えているのでしょうか。また、J R 九州に撤回を求めるべきと考えますが、答弁を求めます。

(知事)

J R 九州日田彦山線の復旧及等についてご質問頂きました。

県には J R 九州の 4 つの鉄道路線があり、通勤・通学・通院等の日常生活や、観光等の経済活動において大きな役割を担っていただいております。路線の維持と、安全性・利便性の向上の両立を図ることが大事です。

日田彦山線については、利用者の利便性等からみて、鉄道での復旧が第一と考え、災害直後から J R 九州に要望してきました。先日、青柳社長が「鉄道での復旧に取り組む」旨を示したことは、評価したいと思います。

これまで、J R 九州・福岡県と 3 者で事務的な協議を行ってきましたが、青柳社長の発表を受けて、復旧に向けたステップをさらに進めてもよい状況になったと

感じています。

一方、国においては現在、被災した路線の復旧に係る鉄道軌道整備法の改正が議論されています。現在の補助対象は、赤字企業に限定されていますが、見直しにより、黒字企業のJR九州も補助対象になること、国と自治体が共同して補助を行うことが規定される方向と聞いています。この動向次第では、地方の負担についても、検討せざるを得ない場合もあると考えていますが、まずは、復旧にどのくらい資金がかかるのか、それがJR九州で負担できないかについて議論します。さらに、JR九州が単独で負担できない場合についても、まずは国の支援を求めてまいります。

引き続き、日田彦山線が鉄道で早期復旧できるよう、沿線の福岡県と連携を密にして、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

次に、スマート・サポート・ステーションの導入を含めた駅の無人化や、ダイヤ改正による減便等については、これまでも他の鉄道路線で多く見られるように、人口減少や他の交通機関との競合等による利用者の減少により、鉄道事業が厳しくなる中で、路線維持を行うための、経営努力の一環であると受けとめています。

しかしながら、公共交通機関としての役割を担う以上、JR九州は安全性・利便性に対する県民ニーズを十分に踏まえるべきです。

スマート・サポート・ステーションの導入については、JR九州により導入が表明をされた後、直ちに慎重な検討と住民への丁寧な説明を求めました。その結果、住民説明会が開催され、多くの県民の皆さんからの意見により、バリアフリー未整備駅での導入計画の見直しに繋がりました。ダイヤ改正についても、JR九州と対話を重ねながら、県民の利便性に配慮し、ニーズに合った輸送サービスが提供されるように、対応を求めたいと思います。

今後もJR九州と連携し、利用者の増加に向けた取組を行うとともに、鉄道路線の維持・充実に向け、しっかり対応してまいります。

(堤 県議)

人口減少という中で、一番は公共交通機関、元は国の鉄道だった訳ですから、その公共交通機関としての責任は絶対に忘れてはならないと思います。

中でも障がい者の方々からいろんな意見が出ている。「スマート・サポート・ステーションの導入と駅の無人化は障がいのある方にとって差別である」「白紙撤回するようにJR九州に求めていきたい。」と。またある身体障害者の方は、「にちりんを利用した時に車いすが通路を通れずに周りの人に手伝って貰ってようやく伝い歩きで移動した」「駅の無人化やワンマンになったら困った時は誰に言えばいいのか」という切実な声が聞かれるわけです。

確かに人口減少という中で、経営の合理化ということですが、こういう利用される方々のニーズに沿ってやっていくべきで、公共交通機関としての責務だと思います。障がい者の声も是非紹介して頂いて、知事からもダイヤ改正や、サービス等が可能な対応を求めていきたいという答弁がありましたけれど、再度障がい者の声も紹介をして頂きたいと思いますがどうでしょう。

(知事)

利便性と安全性というのは大事なテーマです。障がいのある方にとっても、公共交通機関として利便性と安全性が確保されるという事が大変大事です。したがって、この問題につきましても障がいのある方にとってみると、こういう所が心配なんだな、こういう所を気を付けてもらいたいよねという事は言っていくところです。

こういう事が心配だから白紙撤回という事を言うのか、心配だから対応してくれというのか、ここの所が考え方の違いかもしれませんが、十分に障がいのある方の利便性も安全性も考えながら対応していきたいと考えております。

(堤 県議)

J R九州に行った時に社員が、SSSに慣れてもらってそれから導入していくんだと。あくまでもこれは検討であって中止ではないというのが彼らの見解ですので、是非これは撤回をJ R九州に強く求めて頂きたいと要望しておきます。

次に、当初予算に県公文書館の運営費が計上されています。マスコミで大きく取り上げられた旧優生保護法のかかわりで、1957年と1960年度の2年間で110人の審査があり、101人に手術の決定をしたとなっています。また公衆衛生年鑑に強制不妊手術の件数が1954年から76年の23年間で本人同意がなく手術を受けたのは663人となっています。まずこの二つの記録はどのようなものであったのでしょうか。また、知事としてこの件についてどのように考えているのでしょうか答弁を求めます。

(知事)

旧優生保護法による強制不妊手術に関する記録についての質問です。

公文書館に保存されていた文書は、公文書としての所定の保存期間を過ぎ、歴史的資料として保存されていた昭和32年度と昭和35年度の優生保護審査会に関する資料です。

保存されていた審査会資料を調査した結果、2か年で8回実施され、延べ110人の不妊手術の適否について審査を行い、101名の手術を決定していました。

県としては、今後、ご本人やご家族から情報開示請求などあれば、丁寧に対応してまいります。

次に、公衆衛生年鑑は、本県における各種保険統計調査結果を掲載しているもので、昭和22年度から作成しています。

公衆衛生年鑑等の資料から、本県においても本人の同意を得ない不妊手術が663件行われていたことがわかりました。

これは、現在の医学的な知見や障がい者の人権などを考えると問題の多い措置であったと思っています。当事者のお気持ちを慮ると大変心が痛みます。

旧優生保護法に基づく事務が、国の機関委任事務として、国の指揮監督の下で実施されていたことを踏まえると、できるだけ早く、国が責任をもって対応すべきで

あるというふうに考えています。

(堤 県議)

実際に手術の可否を決定したのは優生審査会ですよね。この優生審査会は、旧優生保護法の中での位置付け、つまりいったいどこがこの監督権限があったのかというのを再度お伺いいたします。

(知事)

国の機関委任事務として行ったわけですから、最終的には国が監督する責任があったと思っています。

(堤 県議)

この審査会の監督権限は県です。県がこの監督権限で手術に関する適否の審査も県がやる。県が監督権限でやるわけですから審査会で。それで手術が行われたわけですから。

国の機関委任事務だからといって、相手からくれば情報開示するのではなく、県の方から今残されている資料からでも探して、話をされて、きちんと対応するのが県としての責任だと思う。これは大分県として必ず責任はあるわけですから。

そういう手術をしたのは県審査会ですから。そういうふうな立場に立つべきだと思うのですがどうでしょう。

(知事)

誤解のないように申し上げておきますが、この問題については誠に心が痛む問題です。しかしながら、どういうふうにもこの問題について責任を考え、そして対応していくかという事につきましては、この旧優生保護法に基づく仕事は国の機関委任事務として行ったものでありますから、国においてまずは方針を考えるという事が大事な事ではないかと考えています。

国から県に機関委任があつて、そして県が審査委員会を作ってやったわけですから。そここのところの審査会までの議論は別かもしれませんが、全体として見るとそういう関係ですからそこは誤解のないように申し上げます。

但しそういう事だからと言って、県には全く心の痛むところは無いという訳ではありません。それはそれで、県は県としてしっかり考えていかなきゃならない点はあるということはよく申し上げておきたいと思えます。

(堤 県議)

という事は県として責任はあるという認識でよろしいですか。

(知事)

県として責任があるかどうかではなく、今言えることは県としても心の痛む問題

ですよ。責任があるかないかということは、これからこの制度を運用した国として考えるのが筋ではないかと、初めにまずは考えてくれということです。

(堤 県議)

ですから私は先程から旧優生保護法の中での審査会のあり方、権限がやっぱり県にあったわけですから、実際そこで審査されて手術の可否を決める訳ですから、いくら国からの機関委任事務であったとしてもそういう判断は審査会でやってるわけですから、ぜひ県としても積極的に対応してほしいと強く要望しておきたいと思います。何かあれば。

(知事)

お答えした通りです。

(堤 県議)

私も先程言った通りでありますから是非お願いします。

最後に職員の長時間勤務の縮減についてお伺いします。

今回の予算では、県職員と教職員の働き方改革推進事業として約 3,100 万円計上されています。県職員については「勤務時間の客観的把握のシステム導入」及び、教職員については「県立学校にタイムレコーダーの設置」がその主な内容です。具体的にはどのような措置を講ずる予定なのでしょうか。総務部長及び教育長の答弁を求めます。

続いて、県の資料によると、教員の土日を含む一日あたりの平均勤務時間は、全学校種では教頭が最長で、2012 年 12 月は 9 時間 38 分であったのが、2016 年 12 月は 25 分増え、10 時間 03 分になっています。また教諭では、9 時間 19 分から 9 時間 29 分で 10 分間増えています。さらに土日を含む自宅等での持ち帰り仕事量は、一日当たり小学校教諭で 1 時間 10 分、全校種で 40 分となっています。

時間外勤務の業務別状況は、小学校・特別支援学校では授業準備、中学校・高校では授業準備と部活動の割合が高くなっています。

今回これらに対し、スクールサポートスタッフの配置や地域の方による部活動指導員の導入など検討されていますが、教員の多忙化解消にとってどのような効果があると考えているのでしょうか。答弁を求めます。

また、文科省から各都道府県教育長あてに「学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」の通知が、厚労省では「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が出され、適切に対応するよう通知がなされています。県教育委員会としてこの通知および、ガイドラインの具体化についてどう対処するのか、答弁を求めます。

(総務部長)

まず県職員の時間外勤務についてお答えします。

県職員の時間外勤務は、上司による事前命令によって行われ、翌日、本人からの報告により、確認することとなっている。

しかしながら、命令時間を過ぎた場合、実際の退庁時間を報告することにためらいがある職員もおり、正確な勤務実態の把握が難しい場合もある。

そのため、職員が使用するパソコンの稼働状況に基づき、勤務時間を客観的に把握するシステムを来年度導入することとしたところです。

具体的には、命令時間とパソコンの稼働時間に乖離が生じた場合は、上司がその理由を確認し、業務処理の方法を具体的に指導し、時間外勤務の縮減に繋げていく。

また、長時間勤務が特定の職員に集中している場合には、他の職員に業務を割り振るなど、業務量の平準化を図っていきたいと考えている。

(教育長)

2点についてお答えします。教員は勤務の特殊性があり、一般行政職と同じような勤務管理はなじまないことから、教員給与特別措置法に基づき、給与月額額の4%が教職調整額として支給されています。

また、教員業務は、教室、体育館、屋外など仕事の場所が広範で、パソコンの使用が限定されることから、来年度、全ての県立学校の教員を対象に、ICカード式のタイムレコーダーを導入し、出退勤時間を客観的に把握することとしました。

勤務時間の把握を通じて、長時間勤務者への管理職による指導や、必要に応じて校務分掌の割振りの見直し等を行い、教員の長時間勤務の改善や子供と向き合う時間の確保につなげていきたいと考えている。

次に、教員の業務改善対策等について、教育委員会ではこれまでも、全ての課室で構成する「学校現場の負担軽減のためのプロジェクトチーム」により、研修・会議の3割縮減や学校現場への調査文書の1割削減等、教職員の負担軽減に取り組んできた。

さらに、「芯の通った学校組織」による組織的な課題解決力の向上と併せ、SC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)等の専門人材の活用など、「チーム学校」の整備を進め、今回の文科省通知を先取りする形で、教員業務の役割分担・適正化も図ってきたところです。

来年度は、国の補助事業を活用し、新たにスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置を行い、業務の役割分担・適正化をこれまで以上に進めていきたいと思っている。

また、タイムレコーダーを導入し、厚労省等のガイドラインが求める労働時間の適正な把握を行い、勤務時間を意識した働き方を進めるとともに、校務分掌の見直し等を一層進め、限られた時間の中で、より効率的な教育活動が行えるよう、業務改善に取り組んでいきたいと考えています。

(堤 県議)

県職員の場合、パソコンのオン・オフを管理をするということだけど、これは具

体的にどういう流れで、どこかで一元管理して、Aさんは何時に来て何時に退勤したよと、一元管理という形で所属長に出すのか、どういう形で時間管理するかという事を再度聞きます。

(総務部長)

まずパソコンの電源オン・オフ時間を記録をします。当然、全職員一元管理的に記録します。現在時間外勤務を管理しております総務事務システムというのがありまして、これと連動させる形で命令時間とパソコン稼働時間が、画面で比較できるような形で翌日見れる様にしたいと思っています。

乖離が1時間を超える様な場合には、職員がその理由を入力するという様なシステムも組んでいます。そうしたものが、所属長・総括、当然職員がそれぞれ画面で確認可能という様な形でやっていきたいと思ひますし、これを毎日もそうですし、月単位で見れる様にそういうシステムを考えています。

(堤 県議)

分かりました。

教育長にお伺ひします。先ほど部活動指導員のお話がありました。どのような業務を任せていくのか。また学校現場の実情も色々あると思うのですが、それを踏まえて保護者の理解を得ながら、教員間での話し合いなど学校の主体性を大切にすることが大切だと思う。

これについて学校とか保護者とかそういう方々の意見も含めて聞かれて、配置をして、どういう部活動指導員として活動してもらうのか、どいうふうな方向で考えているのかというのが1点。

調査では時間的に持ち帰る仕事が多かったのですが、これに対しては具体的な対応策があれば答弁をお願いします。

(教育長)

2点ご質問がございました。

部活動指導員、今日も新聞に出ておりましたけれども、部活動そのものを否定的に考えるという事よりも、やはり現場において何がベストかということをしっかり考える必要があるということです。

小中学校には今、6名を予定しておりますが、県立学校、特に高校について、どいう形がいいのかという事については、これは即即入れるという事ではなくて、まずそこら辺の、議員が仰られた事も含めて、しっかり研究をする必要があるなという事で、まず6名の配置をお願いしたいということで考えています。

それから、持ち帰り残業というもの、調査の中でも出てくるわけですが、こうゆうことにならないようにということで、文科省の方も今、仕事そのものの仕分けから、できるだけ教員そのものの業務量を減らして、そして子供たちと向き合えるようにという方向を探っております。ですから出来るだけ学校の中で事が終わ

るようにという形のものを作りたいということで今、国も色々研究しているところ
です。

(堤 県議)

今日の報道で、スポーツ庁が新指針というのを発表しましたね。公立中学校に
対して、平日は 2 時間、休みの時には 3 時間で、2 日間は休まないといけないと。こ
ういうのを具体的に今度の中では含めていくんですか。

(教育長)

これについては今年度中にスポーツ庁の方からおそらく今日の会議を受けた指針
そのものが、きちんと公文書の形で出てくると思います。

そこもしっかりかみ砕いて、どういう形がいいのかという事は、まず現場に馴染
まないといけませんから、そのの所はよく研究をして、対応していきたいと思いま
す。

今、一律にどうこうということよりも、今日の新聞にも出ていますが、一方的に
やるという形じゃなかなか難しい面があるんだろうなと言う分、生徒の理解・保護
者の理解、そういうものを得ながらきちんとやっていく必要があるなど。そして、
部活動指導員そのものも、単に競技を教えるとかということではなくて、すべて自
分で責任を持ってやらなければならないという事になりますから、当然一番ふさわ
しい人を選ぶという事が大事ですから、いろんな事を来年度予算について整理をし
ていきたいと思えます。

(堤 県議)

佐伯で、昨年 6 月に心不全で急死した男性中学校教師の遺族が、過労死として公
務災害を申請するという報道がされていた事件があったのですが、やっぱりこれも
教員の長時間勤務というのが大きく影響しているのではないかと考えられますけれ
ど、県として見解があれば答弁お願いします。

(教育長)

公務災害については、今調査をされていると思いますので、特に申し上げるこ
とはございませんが、長時間というのがどういう状態だったかということが、しっか
り把握できるようにするという意味でも、今度のタイムレコーダー、こういうもの
はしっかり入れていく必要があるなど考えています。

(堤 県議)

分かりました。定数拡大が教員の多忙化解消に大きくつながると思います。国に
要求していますが、県としても是非これは声を大にして定数拡大を訴えて頂きたい
とお願ひして質疑を終わります。